

東日本大震災により在留資格認定証明書の
有効期限切れ後に訪日を希望される方へ
(特別措置の終了)

平成23年9月1日

東日本大震災を理由に渡航日程を延期した結果、在留資格認定証明書の有効期限が切れた後に日本への入国を希望される方への特別措置は平成23年8月31日をもって終了しました。

現在有効な在留資格認定証明書をお持ちの場合には、査証を取得した上で、在留資格認定証明書の有効期限内に入国してください。また、在留資格認定証明書の有効期限が切れている場合には、改めて在留資格認定証明書を取得した上で大使館・総領事館において査証を申請してください。

詳しくはお近くの日本大使館・総領事館にお問い合わせください。